

老発0116第3号  
令和6年1月16日

各 都道府県知事 殿  
市町村長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令等の施行等について（通知）

令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（令和6年厚生労働省令第3号。以下「特例省令」という。）及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和6年厚生労働省告示第6号。以下「告示」という。）が本日、別添1及び2のとおり公布及び告示され、同日施行及び適用されたところです。

特例省令及び告示の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 第1 特例省令について

#### 1 制定の趣旨

令和6年能登半島地震による災害により市町村が要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の更新に係る事務を行うことが困難である状況に鑑み、要介護認定等に係る有効期間を延長するための措置を講ずる。

#### 2 特例省令の概要

##### ① 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

令和6年能登半島地震による災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12月間までの範囲内で市町村が定める期

間を合算できること。

② 特例の対象について（第2項関係）

①の特例は、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に、①の特例の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

3 施行期日

令和6年1月16日

第2 告示について

1 制定の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を災害時に迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）において、令和6年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い（別添3）、特定被災区域内において、特措法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する特定権利利益（その存続期間が特定非常災害の発生日（令和6年1月1日）以後に満了するものに限る。以下「特定権利利益」という。）の満了日を同年6月30日まで延長する措置の対象となる特定権利利益を告示するもの。

2 告示の概要

令和6年能登半島地震による災害に際し、特定権利利益に係る満了日を同年6月30日とする措置を次のように指定すること。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ② 法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ③ 法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ④ 法第48条第1項第1号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）

- ⑤ 法第 53 条第 1 項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
  - ⑥ 法第 54 条の 2 第 1 項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
  - ⑦ 法第 58 条第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
  - ⑧ 法第 69 条の 7 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員証の交付
  - ⑨ 法第 94 条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）
  - ⑩ 法第 107 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）
  - ⑪ 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定に基づく第 1 号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
  - ⑫ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）
- ※ ①から⑫までに掲げる特定権利利益について、更新等の申請があった場合には、延長後の有効期間を前提として更新等の手続きを行うこととなり、原則として、延長後の有効期間は、令和 6 年 7 月 1 日から起算することとなる。告示の適用期日前に更新の申請がなされた特定権利利益であって、処分がなされていないものについても同様である。

### 3 適用期日

令和 6 年 1 月 16 日

(参考) 災害救助法が適用された市町村一覧

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)